会議要録

会議名		第1回 中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する
		市民懇談会
日時		令和7年8月9日(土) 午後2時から午後3時10分
場所		市立武蔵野会館実習室 (学習室1・1階)
出席者氏	会員	(会長)大槻 修久、(副会長) 阿部 浩、他10名
	事務局	市民部長 枝吉 敦子、市民課長 藤田 修平、
		住居表示担当係長 安藤 基也、住居表示担当 清水 廉
欠席者		4名
次第及び議題		1 市民部長挨拶
		2 委嘱状の交付
		3 会員紹介(資料1)
		4 議 題
		(1) 市民懇談会の設置趣旨及び会則について(資料2)
		(2) 会長副会長の選出
		(3)本区域の現在の状況について(資料3~5)
		(4)住居表示制度の概要について(資料6)
		(5) 今後の日程について(資料7)
		5 その他
配布資料		市民懇談会次第
		資料1 中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する
		市民懇談会名簿
		資料2 中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する
		市民懇談会会則
		資料3 昭島市住居表示実施状況図
		資料4 中神駅北側地区住居表示実施予定区域
		資料 5 実施区域内小字名称一覧表
		資料6 住居表示制度の概要について
		資料7 第2回市民懇談会以降の予定について
		参考資料1 町区域の設置・変更に関する主な関係法令
		参考資料2 住居表示実施までの主な予定について
会議の内容		■市民部長挨拶
		忙しい中市民懇談会に出席していただき御礼申し上げる。市民懇談会の
		開会に先立ち、5月に市民向けに住居表示の説明会を実施したところで

ある。現在も中神駅北側地区の区画整理事業が継続して行われているところだが、その進捗状況とあわせて令和10年を目途に住居表示の実施に向けて市民懇談会や審議会を経て町割りや名称の案をご討議いただきたい。本日は第1回ということで、住居表示の説明を聞いていただいたうえで、会員の皆様には忌憚のないご意見をお願いしたい。

■委嘱状の交付

机上にて各会員に交付した。

■会員及び事務局の紹介

区域内各自治会の代表者、公募により選任された者、事務局の順に自己紹介を行った。

■議題(1)市民懇談会の設置趣旨及び会則について

事務局より資料2に基づき、市民懇談会の設置趣旨及び会則について説明した。

■議題(2)会長副会長の選出

立候補者がいなかったため、事務局提案により会長に昭文自治会長の「大槻 修久」様を、副会長にプレイシア自治会副会長の「阿部 浩」様を推薦し、各会員の承諾を得て決定した。

■議題(3)本区域の現在の状況について

事務局より資料3から資料5に基づき、市内の住居表示実施状況及び実施の経緯、今回の実施予定区域の範囲、実施予定区域内の小字名称等について説明した。

【質疑】※以降の回答は全て事務局が行ったものです。

(質問)区域内には複数の町が存在しているが、それぞれの居住者は何人か。

(回答) 令和7年8月1日時点で、中神町に9,283 人、宮沢町に4,165 人、福島町に1,057人、築地町に287人、計14,792人が居住している。 なお、区域内大神町には居住者はいない。

(質問)住居表示を実施すると、自分の住所は「○○町○丁目△△番□□号」という3つの情報の組み合わせで表すことになると聞いているが、そのとおりか。

(回答) お見込みのとおり。「町名+街区符号+住居番号」の組み合わせで住所を表示することが、法律等で定められている。

(質問)今回のエリアには築地町が入っており、過去の住居表示によって 青梅線以南の築地町がなくなってしまい、寂しいという声も聞いている が、新町名として築地町が復活することは1つの選択肢としてどうか。

(回答)現存する築地町をそのままの区域として残すことは難しいが、町 区域全体の名称の1つの選択肢としてはある。

(質問)本区域内の一部(仲町公園より北側の部分)は武蔵野一丁目に決定していると聞いているが本当か。

(回答)正式に決定をしているというわけではないが、過去の答申で町名 を武蔵野とすると示された区域が存在しており、当該区域の一部が既に 二丁目及び三丁目として住居表示実施済みであるため、残りの区域に関 しては、武蔵野一丁目とすることを前提として話をしていただきたい。

■議題(4)住居表示制度の概要について

事務局より資料6に基づき、住居表示制度の概要(実施すると変わるもの・街区符号及び住居番号)について説明した。

(質問)住居表示の制度については理解したが、労力をかけて住居表示を 実施するとどのような点が便利になるのかを説明してはどうか。

(回答)住居表示を実施すると、地番を住所に流用することに比べ、住所に規則性ができ、建物の位置が把握しやすくなり、例えば、配送・消防・救急等の場面において、住所を利用する側の立場からの利便性が向上し、ひいては住んでいる方にも合理的な住所設定に基づく利便性をもたらすものとなっている。

■議題(5)今後の日程について

事務局より資料7に基づき、今後の日程について説明した。

第2回の開催日程について、事務局から候補日を提案し、会長主導のもと 挙手による投票を行った。結果多数決により第2回懇談会の日程を9月 27日(十)に決定した。

(質問)会場は武蔵野会館のままでよいか。

(回答)基本的には武蔵野会館を予定しているが、予約ができなかった場合は近隣の施設も考える。

(質問)今後は第3土曜日に開催するというような、日程の基本的な基準を決めてもらえないか。

(回答)基本的に土日の開催を予定している。日程の基準については検討 し、後日会員各位に連絡する。

(質問) 今後欠席した場合経過がわかるものはあるか。

(回答)後日会議の要録を送付する。

(質問) 今後開催される際、代理人を立てて出席してもよいか。

(回答) 同自治会員から立ててもらえれば構わない。

(意見) 資料をデータに加えて紙で送付してほしい。

(回答) 印刷したものも送付する。

(意見)紙で資料を見たい人もいると思うので、全員に紙でも送り、それ を当日持参してもらう形はどうか。

(回答) そのようにさせていただく。会議要録についてはメールで送付させていただく。

(質問)市民懇談会の内容を自治会内で共有する際、守秘義務はどの程度 まで適用されるか。

(回答) 市民懇談会の進行に係る配布資料や会議要録などは、全て市のホームページで公開する予定であり、会議の内容については共有していただいて構わない。ただし、個人の名前や住所のような個人情報の保護には一定のご配慮をお願いしたい。

(質問) 町名や住所は最終的に誰がどのように決定するのか。

(回答)流れとしては、本市民懇談会で出た意見を報告書にまとめ、市長 に報告後、昭島市住居表示審議会で審議され、答申に基づいた案を公示 し、市議会に提案して可決されれば決定となる。